答申

第1 審査会の結論

鹿児島市長(以下「実施機関」という。)が、令和5年6月10日付けで審査請求人が行った開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、「武3丁目41番12の土地を評価するにあたり、計算方法等参考になるマニュアル等の抜粋」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書(以下「本件対象公文書」という。)の内容 武3丁目41番12の土地(墓地)を評価するにあたり、計算方法等参考になるマニュ アル等の抜粋
- 2 決定の内容

本件対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示 決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 趣旨及び理由

公文書不開示決定処分を取り消し、全部開示決定に処分。

審査請求人は、「武3丁目41番12の土地を評価するにあたり、計算方法等参考になるマニュアル等の抜粋」と請求しており、参考となる文書の開示を求めているものである。

- 2 反論書における主張要旨
 - (1) 処分庁は、地方税法の特定はしておらず、根拠の主張はされていない。
 - (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第403条第1項には、市町村長に固定資産の価格の決定が義務付けられております。
 - (3) 一方、審査請求人は、武3丁目41番12の土地(以下「当該土地」という。)を評価するにあたり、計算方法等参考になるマニュアル等の抜粋と公文書開示請求を求めており、具体的に当該土地を評価された行政文書を求めているものではない。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

- (1) 処分庁では、開示請求のあった文書を作成し、及び取得しておらず存在しないため、 本件処分を行った。
- (2) 武3丁目41番12の土地は墓地であるが、墓地は地方税法第348条第2項第4号 の規定により、固定資産税を課することができない(非課税)とされていることから、 評価を行っていない。

また、同法第403条第1項において「市町村長は、同法第388条第1項の固定資産税評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない」とされているが、同評価基準においても墓地の評価方法は示されていない。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、鹿児島市武三丁目41番12の墓地である土地(以下「本件対象 土地」という。)の固定資産税の評価に係る計算方法等の参考となるマニュアル等の文 書である。

(2) 地方税法の規定及び「固定資産評価基準」による土地の評価の取扱について 地方税法第348条第2項において固定資産税を課することができない固定資産が定 められており、同項第4号において墓地が規定されている。

また、同法第388条において、総務大臣が固定資産の評価基準並びに評価の方法及び手続(以下「固定資産評価基準」という。)を定め、告示しなければならない旨が、同法第403条において、市町村長は、固定資産評価基準によって、固定資産の評価を決定しなければならない旨が規定されており、固定資産評価基準においては、土地の地目の別に、それぞれ定める方法によって評価を行うものとされ、評価の対象となる地目として、田、畑、宅地等9つの地目が掲げられているが、この中に墓地は含まれておらず、墓地に関する評価の方法等は示されていない。

(3) 本件対象公文書の存否について

(2)に記載のとおり、地方税法及び固定資産評価基準により、墓地は非課税のため土地の評価を行わないことが明らかであり、実際に、審査会において市資産税課が土地の評価等の事務を行うに当たり使用している「鹿児島市固定資産評価事務取扱要領=土地編=」を確認したところ、評価の対象となる地目については、固定資産評価基準と同じ9つの地目が掲げられており、墓地に関する記載は見られなかった。

以上のことから、「本件対象土地の評価を実施するに当たって計算方法等の参考となるマニュアル等」の文書は存在しないという実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

また、審査会が、本件対象公文書の有無を確認するため、令和5年11月28日に市 資産税課執務室において、実地調査を行ったが、実施機関が作成し、又は取得した本件 対象公文書は確認されず、審査会としては、本件対象公文書は不存在であると認定せざ るを得ない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

年 月 日	調査審議の経過
令和5年8月23日	鹿児島市長からの諮問を受けた。
令和5年10月17日	諮問の審議を行った。
(第5回審査会)	
令和5年11月28日	市資産税課に実地調査を行った。
(第6回審査会)	答申案の審議を行った。